

役のとらえ方というのは私はかなり違うと、こう思います。おっしゃったことが「私はこう思ってるけど」というふうにおっしゃいましたけれども、それが本当にそうなのか、ぜひ常任委員会に出席をして明らかにしていただきたいと思います。終わります。

藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位4番、議席番号16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 私は、通告しております2点について、市民課長並びに教育長にお尋ねをするものであります。

第1点は、後期高齢者医療広域連合の設立について、市民課長にお尋ねをいたします。

6月の国会で自民、公明が強行成立させた医療改革法に基づいて、2008年4月から、75歳以上の高齢者を対象にした新たな医療保険制度、後期高齢者医療制度がスタートするわけであり、運営主体は新たにつくられる広域連合で、都道府県単位で全市町村が加入するという仕組みで、今議会には広域連合規約が提案され、独立制度として2008年4月からの新設を予定しているということであり、

初めに、新しい医療制度の概要についてですが、このたび創設される後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が現在加入している国民健康保険や組合健保などから脱退し、後期高齢者だけの独立した保険として創設されるものということであり、

次に、広域連合と住民参加についてお尋ねをいたします。広域連合は独自の議会を設置して保険料などの条例を定めるわけであり、議員の選出方法は直接選挙ではなくて市町村議会などの間接選挙となるために、広域連合議会の

構成は首長、助役、市町村議会議長などで占められて、住民が運営に参加できる仕組みは困難となっておりますのであります。住民との関係が遠くなる一方、国には助言の名をかりた介入や財政調整交付金を使った誘導など、大きな主導権を与えておきまして、このままでは広域連合が国言いなりの保険料取り立てと給付抑制の出先機関になるおそれがあるのではないかと、

ここで、市民課長にお尋ねいたしますが、「75歳以上にとって切実な保険料条例や減免規定が高齢者の実態からかけ離れたところで決められる懸念がある」、あるいは「住民の声が届かない」「地方自治の建前にも反する」、こういう指摘を市民の皆さんから受けておりますが、これに対する回答を求めるものであります。

また、すべての後期高齢者が、これまでの老人医療制度から介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されるわけであり、保険料は高齢者数の増大に応じて自動的に値上げされる懸念もあります。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期証や資格証明書が発行されるというふうにしております。また、後期高齢者は診療報酬も他世代と別建てにされるわけであり、さらに、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系ということを実に診察報酬を引き下げ、手抜き医療になる危険があるのではないかと、こうした他世代との別建てへの不安もあるわけであり、こうした制度の概要について、わかりやすい説明、答弁をお願いするものであります。

次に、第2点目は、教育基本法改正問題について、教育長にお尋ねをいたします。

去る11月16日、自民、公明の与党は衆議院本会議で教育基本法改定法案を野党4党欠席のまま単独で採決を強行し、この法案を参議院へ送りました。これは15日の衆議院教育基本法特別委員会の強行採決に続く暴挙であります。さら

に、今週開かれる参議院特別委員会でも、けさの報道を見れば強行採決を図ろうとしているようであり、まさに暴挙に次ぐ暴挙を重ねようとしているようであります。与党は「審議は尽くされた」というふうに言っておりましたが、審議は全く尽くされていないばかりか、法案提出者の資格にかかわる大問題、すなわち、やらせ質問の問題、高校での未履修の問題、いじめ自殺のこの3つの問題で、政府、文部科学省の関与と責任にかかわる徹底審議を行うことを国民から求められていると思うのであります。世論調査を見ても、国民の圧倒的多数がこの国会での成立などは望んでおりません。じっくりと慎重に審議し、国民の前で問題点を明らかにしてほしいというのが多数の声であります。新聞の各紙の社説でも「なぜそんなに急ぐのか」という声が続々出ているのは、そういう世論を反映していると思うのであります。何をそんなに急ぐのか、大体何のための基本法改定なのか、そのイロハさえ何も指し示していないのではないのでしょうか。

10月13日付の山形新聞の「直言」という欄に筑波学院大学の門脇厚司学長が、教育基本法改定は不可解として次のように書いております。

新内閣の成立によって急にかまびすしくなった教育基本法改定の動きは、何とも不可解なことである。なぜこの時期に急いで基本法を改定しなければならないのか、全く理解できないことである。言うまでもなく今日の我が国の教育は少なからざる問題を抱えているし、若い世代の人間形成の過程にさまざまな異変が起きているのも事実である。しかし、その過程で教育基本法を改定しなければ今日の教育状況を大きく変えることにはならないと考えたことは一度もない。むしろ逆に教育の混迷が深まり、若い世代の異変の度合いが高まるにつれ、基本法を掲げて出発した教育の原点に立ち返る必要があると考えてきた。そのように考えてきた私にもう

一つ不可解なことがある。それは今日の教育の混迷をつくり出した大本は教育基本法にあるとか、個人の尊厳ばかり強調した基本法に基づく戦後教育を荒廃させたのだとする「ためにする」言説であり主張である。教育基本法を丁寧に読めば、そこには人類の福祉に貢献するとか普遍的な文化を創造するとか平和的な社会の形成者を育てるというふうな文言が並んでおり、むしろ社会全体の発展に貢献する人間を育てることこそ重要であると強調されていると言えるくらいである。このようにきっぱりと結んでいるのであります。

ところが、教育基本法改定案提出者の資格にかかわる問題が次々と提起されております。全国8カ所で開かれたというタウンミーティングのうち、青森県八戸など5カ所で政府が発言者や発言内容を組織し、「国民的な理解を深めた」と言っていた当時の小坂文部科学大臣の説明が、実は、やらせやサクラを行った内容のものであったことが既に明らかになっております。タウンミーティングは小泉前首相が国民との対話を目的に2001年6月にスタートし、構造改革や財政改革、教育改革などをテーマとして担当閣僚らが出席して参加者との質疑応答を行うというものであったわけであり、問題が指摘されたのは、開催にかかわるスタッフの過剰なまでの配置、例えば会場警備や整理に当たる要員の多さ、また、参加者のやじなど不規則発言を制止する混乱防止のための会場整理要員、また、会場に登壇する閣僚らの接遇要員の過剰なまでの手厚さ、エレベーターへの誘導係1人で4万円などという多額の単価設定など、税金のむだ遣いぶりが連日報道され、これが米沢市でも開催されていたということも判明してあります。

問題は、このような税金のむだ遣いだけではありません。小坂文部科学大臣は当時、教育基本法改定案の提出に当たり、「タウンミーティ

+

ングで国民的な理解を深めてきた」と説明してきたのであります。その国民的理解の実態が、半数以上のタウンミーティングでやらせやサクラが行われていたということでもあります。つまり、法案提出の前提が欠けているということでもあります。しかも見過ごせないのは、明らかになった不正がいずれも悪質で手が込んでいるということでもあります。

報道されている内容を見れば、例えばやらせは、内閣府が発言者を組織した上、文部科学省が「教育基本法改正に触れてほしい」とわざわざ質問項目案をつくって発言者に依頼するという念の入ったものだったということでもあります。しかもタウンミーティングの前日には、その人に「棒読みにならないように」などの注意事項まで送付されていたということでもあります。これでは国民と率直な意見交換どころか、教育基本法改正に賛成の雰囲気づくりのためにタウンミーティングが行われたということになると思います。タウンミーティングの参加者を自治体や教育委員会関係者に依頼するサクラの動員も、政府の資料によりますと、八戸市でも当日の参加401名のうち実に7割を占める279名が政府の依頼で青森県教育庁などが組織したものだということでもあります。2004年4月に行われた米沢市におけるタウンミーティングでは当日の参加者は389人だったということですが、これは山新の報道であります。国や県などからの当日の参加依頼がどのようなものであったのか知り得た情報がありましたら、例えば長井市あてにはどのような参加依頼があったのか、なかったのかなど、この米沢市の動員の状況などとあわせ、教育長、答弁をお願いいたします。

さて、こうした実態は、やらせやサクラが一部の偶発的なことではなくて、改定案提出に向けた世論づくりのために提出者である政府の手で組織的、計画的に行われていたことを示すも

のだと思うのであります。文字どおり民意の偽装であり、世論を捏造した政府、とりわけ文部科学省の責任は免れないものがあると思うのであります。教育長の認識をお尋ねいたすものであります。

同時に、このようにも言えるのではないかと考えるものであります。つまり、政府がやらせやサクラまでして民意を偽装したのは、何のための改正かを国民に説明できず、また、先ほど指摘しましたように、国民からも改正を求める声が上がらなかったからではないかと思うのであります。国民が求めてもいない改定案、また、民意を偽装した改定案の強行は、二重三重に主権者の意思を踏みにじることになるのではないか。このことについての教育長のご意見をお聞きをいたしたいと思います。

次に、いじめへの対応の問題について、教育長にお尋ねをいたします。

5月19日付山形新聞の社説に次のような主張が載っておりました。小泉首相は特別委員会で精力的に審議し、今国会で成立させる意向を示しているが、なぜ今基本法改定なのか具体的に明らかにする必要がある。70回を数えたという与党協議もどんなやりとりだったのか不明のまま。条文は抽象的で具体的なイメージを抱くには無理がある。野党が求めるように与党協議の会議録を公表すべきだ。ほかならぬ教育の根本法を改正しようというのである。首相が言うように国民の共通理解を得ようというならば、実態を踏まえた丁寧な審議が不可欠だ。急ぐ必要はない。相次ぐ自殺という事態に心を痛めていない人はいないと思います。

山形新聞のこの社説は、いじめへの対応という問題について、教育の根本法の改正を今国会で通そうという事態に至っても国民の共通理解が得られたとは思えないという政府への批判を打ち出しているのであります。いじめへの対応について文科省は、あの福岡の事件が起こった

直後に全国の担当者を集めて、こう言って意思統一を図ったそうであります。「いじめの件数の多い少ない以上に、早期に発見し、教師集団が一致協力して解決に当たることが大切だ」と言ったそうであります。これはそのとおりの正論であります。

ところが、最近私は東京都で教職員をしておられる方と、日の丸、君が代問題で無法な強制が行われているその現場の先生と話し合う機会がありました。そこで現在教育の現場はどうなっているのか話を伺いますと、「実態はいじめの件数が多いか少ないかで教師が評価されている。自分のクラスにいじめがあると報告すればそれで評価が下がる」という実態があるということであります。東京都では今、先生もS、A、B、C、Dの5段階の評価をされているということであります。評価は下がり、下手をすればだめ先生というレッテルを張られ給料も下がる。こういう信じられない状況に置かれているということであります。こうやって評価されたら、自分のクラスにいじめが発生しても報告ができなくなります。教師が一人で抱え込んで教師集団として問題を解決することができなくなるという大きな問題があるわけであります。

中央教育審議会が教育基本法を改定して教育振興基本計画を策定しているということであります。その計画によりますと、教育を何でもかんでも数字にしてしまうということであります。いろいろな数値目標の中にいじめについてもありまして、5年間で半減と示されているということでありますが、教育の中身は数値にすべき問題ではないと考えますが、どうでありましょうか。数値目標を押しつけければ実態が隠れて、みんなで力を合わせていじめを克服するという最大の障害となるのではないかと考えますが、教育長の考えをお尋ねするものであります。

なぜいじめが起こるか、その温床についても伺うものであります。ある教育研究家が言いま

す。「子供たちが耐えがたいストレスにさらされている。ここにいじめの根本的な温床があるのではないか。そこからそのはけ口をほかの子供に向けてしまう」というふうに言っております。

また、北海道大学の教授グループが3,000人以上の小中学生を対象にした抑うつ群、うつ病になるリスクを持っている子供の率について書いております。それによりますと、小中学生の平均で13%であります。中学生は22.8%、中学3年生は30%ということであります。これだけの子供たちが抑うつ状態に置かれているというのであります。「何をしても楽しくない」、「とても悲しい気がする」、「生きていても仕方がない」。こういう本当に耐えがたいストレスに置かれているのが実態だということであります。

どうしてこんなひどいストレスに子供たちがさらされているのか。もちろんいろいろな原因があります。しかし、学校教育の中では競争教育こそストレスの一番の原因ではないでしょうか。競争によってふるい分けをする、序列をつける。私は、本来は学校というところは子供にストレスがあってもそのストレスを解放して伸び伸びと成長する場でなければならないのに、学校がストレスの場になる、こういう状況をつくっているのはまさに競争教育ではないかというふうに思うのであります。

教育基本法を改定して競争主義を徹底したらどうなるか。全国一斉学力テストをやる。それを公開する。こんなことをやればますますストレスは激しくなり、いじめや学校の荒廃ということも深刻になると思うのであります。教育長にお尋ねいたします。競争主義と序列主義の中からは本当の学力は育たない。わかる喜び、探求心は育たないと思うのであります。人をけ落とす競争ではなくて、子供が互いに学び合う、助け合う人間関係をつくる、探求心を育て合う、

+

その中でこそ本当の学力が培われるのではないのでしょうか。そしてその指針となるのが教育基本法ではないかと思うのですが、どのようにお考えでありますでしょうか。

ここに、教育行政を逆戻りさせるということで、私はこう考えるという新聞記事があります。書いた方は丸木政臣という方で、和光学園の校長をなさっておられ、その園長も務め、そして第9回ペスタロッシー教育賞を受賞された方で、教育評論家であります。その方の文章を若干読み上げます。

教育基本法の一番大事な点の一つは、教育は不当な支配に服することなくと明記された第10条にあると思います。戦前の教育への反省から、教育行政は教育の中身に介入することはできないと。改悪案は、その第10条から国民全体に対し直接に責任を負ってというのを削り、教育行政のあり方を逆戻りさせようというのであります。教育基本法は日本国憲法の教育版と言えるものです。この基本法は、義務としての教育から権利としての教育へ、それも平和と民主主義のために生きることを権利とする教育を目指していると言っても過言ではない。

飛ばしますが、今心が痛むのは、日本の教育と子供をめぐる危機的状況です。学校嫌いが増加し、不登校、引きこもり、校内暴力も後を絶ちません。傷害から殺人まで想像もできないような事件が頻発しています。教育基本法を改正すれば、このような状況が改善されるどころか、子供と教育の現場に問題をさらに広げることになるのは目に見えています。今必要なのは、子供の苦しさややりきれなさに耳を傾け、子供たちの置かれている状況の本質をきちんと突きとめることではないのでしょうか。このように書いております。

教育基本法が参議院の特別委員会で今週中にも強行されるという報道を聞いて、私は、審議は全く尽くされていないし、次の3つの大問題

での徹底審議が求められていると強調したいのであります。

第1は、法案提出者の資格にかかわる大問題。すなわち、やらせ質問、また、高校の必修科目の未履修問題は大学受験競争の中で受験科目の授業時間確保のために行われたものであり、受験競争が引き起こしたゆがみであります。また、いじめ自殺のこの3つの問題で徹底審議を行うのではなく、そのすべてでほおかむりしたまま強行採決をしようとしているのであります。

さらに、法案そのものの問題点であります。すなわち、私が前議会で取り上げた国家が愛国心を強制することは、憲法第19条に保障された思想、良心、内心の自由に反する。国家が教育内容に無制限に介入することは憲法の諸条項が定めた教育の自由と自主性に反するというこの憲法上の大問題が、去る9月21日の東京地裁の判決で裏づけられたことであります。東京都での日の丸、君が代の無法な強制が憲法第19条、教育基本法第10条に反するという画期的な判決が下されたのであります。この司法の判決も踏まえた論議を立法院、国会として尽くすべきであることは論をまたないところであります。

今問われているこの法案は、憲法に準ずる重みを持った法案であります。教育の根本法という子供たちの未来にかかわる法案であります。与党単独などという形で強行するなどということは絶対に許されない性質の法案であります。国会のルールを無視した数の暴力をほしいままにして、民主主義とは何かを子供たちに教えることはできないのではないのでしょうか。いじめに苦しむ子供たちの悲痛な声に正面から向き合うこともせずに、教育を語る資格はあるのでしょうか。異常な競争主義によって勝ち組、負け組に子供をふるい分けすることがどんなに子供の心を傷つけているかわからないのでしょうか。政府・与党のこの横暴は、子供の未来への思いの一かけらもない最も反教育的な暴挙だという

ことをこの議会壇上から訴えながら、質問を終わるものであります。

ご清聴ありがとうございました。

また最後に、目黒市政最後の議会に当たって、これまでの2期8年間、まちづくりの手法、考え方については私とは大きな違いがあり、議会で議論を重ねてき、残念ながら相入れない議案が多かったのであります。ただ、文化振興策について、市の政治・文化の中心地となっていた旧西置賜郡役所跡、小桜館周辺ににぎわいを取り戻すことについて、市民活動の盛り上がりの中で振興に力を入れてくだされ、小桜公園という方向で文教の柱ともどもなくてはならない施設となりつつありますが、厳しい財政状況の中で市長の決断が示されたことに感謝しながら、最後の議会に当たってお礼のあいさつとするものであります。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 藤原議員のご質問にお答えをしたいと思います、いろんな中身でしたので私も整理しかねているところですが、今、教育基本法は改正の方向で進んでいるわけです。私個人的な考え、ちょっとお話しさせていただくと、教育基本法改正案の内容には、賛同できるところもありますし、もっと世論を取り入れるべきでないかと思うところもあります。例えば10月下旬に各新聞等で報道された、東大基礎学力開発研究センターが全国の公立小中学校の3分の1に当たる1万800校の校長を対象に調査し、約4,800校の校長から回答を寄せられた調査によれば、教育基本法改正に反対の校長が66%だと。または教育改革が早過ぎてついていけないという校長が85%。こういう現場を直接預かっている校長の声を真摯に受けとめていただきたかったなというふうに思いますし、先ほどありましたやらせミーティング等には正直怒りを感じるというふうに思っています。

ある識者の方はテレビの対談の中で、「教育

基本法の改正というのは、ある意味、郵政民営化よりも重いのではないか」というふうに言っていました。ただ、残念ながら世論の盛り上がりとか関心はいまいちだったのかなというふうに思います。それだけに現場の校長の声を反映させるべきだったのではないかなというふうに思っています。

参議院の参考人質疑の様子がこの前新聞に載っていましたが、6人の参考人がおって4名が賛成なんですよ。2名が反対という討論をした様子が載っていたんですが、私どもにはその中身がよくわかんないんですよ。賛成の方はある一部を取り上げて賛成、反対の方はある一部を取り上げて反対というふうなのは載ってるんですよ。そういうときに、賛成の方も反対しているその部分についてどういう考えなのか、または反対している人が賛成しているその部分についてどういう考えなのかというのがよくわかんない。その辺が非常にわかりにくいのかなというふうに思いますし、法案そのものが基本法ですから関連法案にいろいろ影響してくるわけですよ。これも山新の「主張」の欄に載っておったんですけども、さっきも出てきました義務教育が9年という、9年がとれたと、ほかの法律の定めるところによる、そういう文言になってるわけですね。そうすると、じゃあほかの法律って何だかってわかりません、一般的には、学校教育法あたりで規定されるんでしょうけども、そういう先が見えないというか、その後のことが見えない部分があって、極めて不安視している方もいるんじゃないかなというふうに考えているところです。

あと、いじめの問題ですが、私は、今起こってる教育問題、いじめ、自殺または学力問題、家庭、地域の教育力の問題とか教員の資質の問題なんていうのは前教育基本法とは別次元の問題でないかというふうに考えていますし、教育基本法が改正すれば改善するというような単純

+

なものではないというふうに思っています。

いわゆるタウンミーティングへのやらせとかサクラ動員への長井市教育委員会としてのかかわりということですが、2004年ということですが、私余り記憶にないんですね。そういう依頼は来なかったというふうに思います。ある校長にも聞いたんですが、やはりそういう覚えはないというふうなことでしたので、直接米沢の会場に動員するという話は依頼は受けていないというふうに記憶しています。

それに、あと数値目標のことですが、成果を検証する方法として、数値目標は私は有効な手段だなというふうには思います。学校現場にもそういうふうな数値目標という考え方は入ってきている状況ですけども、さっき藤原議員からもありましたが、私は、教育現場にはその成果がすべて数値目標であらわすということはややこしいんじゃないかなというふうなものが多くないかというふうに感じています。

今の学習指導要領の基本理念が、ゆとりの中で生きる力を育成するという、そういう考え方になっていますが、私はこの考え方には全く賛成です。今の子供たちに一番求められている力がまさに生きる力なんだろうというふうに私は思っています。学力というのは知識の量だけでなく、やっぱり生きて働く力でなければならないというふうに思いますし、その生きて働く力こそ本当の学力でないかというふうに考えますので、そういう面では今の指導要領の考え方というのは、私は賛成だなというふうに思っています。そういうときに過度の競争原理を現場に持ち込むということは、先ほど指摘あったように、教職員そのものの萎縮するという傾向もあると思いますし、子供たち自身が教師の姿を見てやっぱり育ちますから、親の姿とか教師の姿を見て育ちますから、子供たち自体が明るく元気ではつらつとした子供、そういう子供の育成を阻害するようなことにならなけりゃいい

なというふうに思っているところです。

何か回答にならないのかもしれませんが、以上、よろしくお願いします。

○大沼 久議長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 藤原議員のご質問にお答えをいたします。

医療制度の概要でございますけれども、急速な高齢化に伴いまして医療費が増大が見込まれる中で、その膨大な医療費を支えるには、国保という市町村単位の脆弱な財政状況の保険者では非常に難しいところに来ております。また、医療費を負担する際に住民に納得と理解を得られやすいようにする必要がありまして、高齢化世代と現役世代の負担を明確にしてわかりやすい制度にする必要がございました。これまで老人保健制度は、それぞれの制度に加入をし、それぞれの制度に保険料を納める一方、給付は市町村から受ける形になっておりまして、若年者、若者と高齢者の負担関係が明確でなかったものでございます。そのために独立した高齢者医療制度を創設し、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を運営主体とすることによりまして、財政運営の責任の明確化と財政運営の広域化及び安定化を図ることができるというふうなことでございます。

何ゆえ別建てにするのかというふうなことでございますけれども、高齢者の健康面を考えますと、生理的機能の低下や日常活動の能力の低下といった症状が増加しております。外来と入院の関係から見ますと、75歳を境に入院がふえる健康面の特性がございます。また、老年医学の立場からはそのようなことが言われてるわけですけども、75歳以上の後期高齢者は、単に一つの疾病だけを見て診療するのではなくて、その機能を総合的に評価をして、かつそれが衰えないようにする視点に立つ必要があるといった指摘がございます。またそのほか、就業している方が9%と少なく、心身特性、生活実態に

においてその他の世代とは異なる面がございまして、そういったことで独立をさせるというふうの説明を受けているところでございます。

また、広域連合と住民参加というふうなことでございましたけれども、議員もおっしゃいましたが、今回規約に盛り込まれているのは、直接選挙ということではなくて間接選挙というふうなことになっているわけでございます。これはいろいろな過去に行われました広域連合、介護を中心とした広域連合は多くあるわけございましたけれども、そういった中でも間接選挙ということがほとんどでございまして、そういったことから山形県の場合もそういった間接選挙をとられたというふうにご考えております。

広域連合は独自の首長、独自の議会を持っておりまして、責任を持って保険者機能を発揮できると考えております。広域連合の議員は市町村長及び市町村議員という見識の高い方々の中での代表者でございます。広域的見地に立って対応をしていただけたらと思っております。また、議員は県全体の代表であり各ブロックの代表でございまして、被保険者の意見を十分酌み取っていただけるものと考えております。

また、広域連合の職員は市町村からの派遣職員でございます。したがって、十分密接な関係を持って事務を進めることができると思いますし、各市町村の窓口で寄せられた住民の意見反映もできるものではないかというふうにご考えております。

この事務処理のことではございますが、広域連合だけに任せるのではなくて、市の方にも役割がございまして。被保険者の資格の管理であるとか保険料に関する申請受け付け、医療給付に関する申請及び届け出の受け付けは市町村において行うようになっておりまして、そういったことから、住民の意見についても市町村から十分に伝えていけるのではないかとご考えております。

さきに置賜国保連協会長の研修会がございました折、広域連合の事務局長から説明を受けました。そのときでは、広域連合は特別地方公共団体というふうなことに位置づけられておりますので、議会は地方議会と同じ、修正提案もあり得る議会だというふうなご説明でございました。その折、長井市の国保連協会長から、議会審議の際には十分検討する時間を与えられた上で議会の審議になるように要望しましたし、「一日で決まるというふうな無責任な審議にならないようにしてほしい」、あるいは「資料を研究する余裕を与えて納税者に説明責任をきちり果たせるような議会にしてほしい」というふうにご要望をいただいたところでございます。

そういうふうなことで、よろしくお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 市民課長にお尋ねいたしますが、お聞きしましたように、後期高齢者医療制度は、現在の老人保健制度を廃止して、そして新たに独立制度をつくるというふうなことでありますが、保険料はすべての75歳以上の高齢者から年金の天引きというふうな方法などで徴収するわけではございますが、今までは75歳以上の人には適用してこなかった滞納者に対する保険証取り上げなどというペナルティーについては、これについてはどのようになりますか。

○大沼 久議長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたします。

保険料を滞納したというふうなことでございますが、制度では、これまでのように短期被保険者証であるとか資格証明書を発行するというふうなことに定められております。

これはきのうもNHKスペシャルの中で厚生労働省の土佐和男補佐がこう言っておりましたが、国保は医療保険でございまして負担していただいた人のための保険だというふうなことで、

保険料を支払って参加していただかないといけません。保険料が払えない人を対象としては、払えない人は生活保護であるとかそういった方に行くことであって、支払っていただいた方々の保険だというふうなことが保険体系の基本であるというふうに述べられておりました。そういうふうなことでございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 これまで75歳以上の高齢者から老人保健制度ではペナルティーとしてこういったことをやってきたんですか。

○大沼 久議長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたします。

今までは高齢者についてはこの適用はございませんでした。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 それをすべての滞納者に保険証の取り上げというペナルティーが課せられると。これはそうなるんですか。

+ ○大沼 久議長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 今までの老人保健医療給付事業の中ではそのようなことがなかったというふうなことで、今回等の整理としましては被保険者間の公平確保と制度に対する信頼を維持していくというふうなことで、保険料を滞納した方には資格証明書の発行なりをする。今までの現行の老人保健の対象者は、国保などの保険者に支払う一方で給付は老人保健の実施主体である市町村から受けることになっておまして、保険料を徴収した保険者が給付を行う仕組みになっていないことから資格証明書の発行は行われていなかったというふうなことで考え方を整理しているところでございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 議案にもなっておりますので、その件についてはまた後ほど質疑を行いたいと思います。

教育長にお尋ねいたしますが、先ほどこの教

育基本法の中で9年間の普通教育を受けさせる義務の9年間というのを今度はとるんだというふうなことでありますが、しかし、もともと教育基本法の制定当時は、これはいろいろ調べてみますと義務教育は中等教育まで。つまり、高等学校教育を含めて義務教育をすべきだというふうなことで、12年間の義務教育というふうなことが想定されておったというんですね。ところが戦後間もなくで焦土と化した日本というふうなことで、12年の義務教育を行うというふうな余裕はとても考えられないと。そこで当面、初等教育6年、前期中等教育3年と、この9年間を義務教育として、高校の義務教育化は今後の課題というふうにされたということなんですね。

しかし、このたびのこの教育基本法ではこれをとると。つまり言ってみれば、エリート教育を進めるためには、いわゆる飛び級とか早期入学、こういったことまで想定されているんですね、この新しい教育基本法の方では。それでこの義務教育を9年というふうな縛りがありますとそれができなくなるというふうなことで、9年の義務教育という縛りを外したというふうに。つまり義務教育が、学力が優先する、そういう競争教育になってしまうのではないかというふうに懸念する学者やいろんな方々がその問題を言っているようですが、その件についてはいかがでしょうか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 さっきも渋谷議員の方から学年制についてのお話もありました。今、義務教育、六三制になってるわけですが、五四制、または、学習指導要領の方でどういうふうになるかちょっとまだきちんとしたものは出ていないのでわかりませんが、到達目標というのが設定されると。その到達目標に向けていろいろ学校での指導が行われるわけですが、今ご指摘のように、子供の一人一人の発達段階というのは違

うわけですから、時間をかけて一つの目標を到達する子供と短時間で到達する子供というのは当然いると思います。そういうことへの配慮ということでの考え方なんでしょうが、実際にこうしますというきちんとしたものがまだ来ていませんので、やっぱり私の方で今コメントすることとはちょっとできないというふうに思います。ただ、考え方としてはそういう考え方で進めているというような話も聞いていると、以上です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 新聞切り抜きがあるんですがね、例えば「11の約束えほん教育基本法」という本を書いた人が、女性の伊藤美好さんという方ですが、これは教育基本法について非常に詳しく論評、評論してるんです。あるいは女優の有馬理恵さんという方が、劇団俳優座の方ですが、この方も詳しくこれについて触れて、教育基本法が改定されたらどうなるかというふうなことを、子供がさらに縛られるんじゃないかとかいろんなことを書いてるんですね。

中身をわからないということは、教育基本法の案について何にもないと、持ってないと、こういう意味のことを今、教育長おっしゃられたんですか。それともどういう意味で何も来てないと、どういうことなんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 教育基本法の改正案というのはもう報道になっているわけで、その内容についてはわかります。ただ、さっきも申し上げましたけども、今の学校教育というのは教育基本法の下での学校教育法とか学校教育法施行規則とか、それに伴っての学習指導要領のそういう縛りの中で教育課程というのは編成されているわけですので、その辺が関連法案が教育基本法が変わることによってどう変わってくるのかという学習指導要領の中でもかなりこまい点がありますので、そういうところがどういうふうに変

わってくるのか、その辺がまだ見えないんですね、全然ね。そういう面で、はっきりしたことがわからないというのが現状だと私は思います。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 これ関連法案を全部読んであれというふうなことではとても大変なことで、もう既にどんどん進められていってしまうんじゃないかというふうに思うんです。やはりその骨組みが今後どうなっていくのかと。今のこの教育基本法がどう変えられて、その結果子供たちがどうなっていくのか、そういった問題を今、私も質問してるし、いろんな方々がそれを言ってるんです。この関連法案まで皆取り出してあだのこうだの、こんな重箱の隅つくようなことでないんです。どうなるかと、教育の憲法と言われるこの教育基本法がどうなるのかというふうなことなんです。

その中で特に教育振興基本計画というものが示されて、そしてその中で全国一斉学力テストをやるんだと、そこで学校を競争させると、それで成績のいい学校はこうなる、あるいはそうでない学校はこうなると評価がつけられてしまう。いわゆる教室の中に勝ち組、負け組がつけられると。競争とえり分けの教育がつけられてしまうというふうなことになりますと、一体子供や父兄、あるいは地域を競争に駆り立ててしまうんじゃないかと。現に東京の学校では、入学者がすばらしくあふれんばかりの学校があると同時に、入学者がことし一人もいなかったというふうな小学校もあるというふうに聞いているんですね、何校かあると。そういったことでいいのかというふうなことを今論議されているわけで、やはりその点について、ぜひいろんな形で教育委員会などでしっかりと検討していただいて、その結果をご報告いただければありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 いわゆる学校選択制ですね、

教育バウチャー制については私は反対です。全国一斉学力テストについても、6月の議会でご質問があつてお答えしていると思いますが、私はその結果をどうするかという問題なんだろうというふうに思います。公表してそれが学校選択の基準になるようであれば、これはまさに過度の競争になるわけですから。ただ、テストそのものをどういうふうに有効活用するかという問題だろうなというふうに考えています。今ありましたように、教育基本法については教育委員会内でもいろいろ協議という形で話をすることもありますし、今、報告いただきたいというふうなことです。そういうことについて話し合いした結果についてはご報告したいというふうに思います。

○大沼 久議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

十 散 会 十

○大沼 久議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時00分 散会